

後期高齢者医療制度の名称変更を求める意見書

後期高齢者医療制度は、国が、75歳以上の高齢者の人口や医療費が増加したことから、世界一の長寿国である日本の医療、特に高齢者の方々の医療を支えるため、新たに平成20年4月から導入したところである。

しかしながら、高齢者に新たな負担が生じることや低所得者への配慮に欠けていること、さらには、本制度の施行前から「後期高齢者」という名称に関して戦後の荒廃した日本を支え、平和な国にするために努力されてきた高齢者の方々に対して、“姥捨て山”のごとき印象を与えているとの批判を受けるなど、多くの問題点が指摘されてきたところである。

今後の後期高齢者医療制度については、国において平成24年8月10日に成立した社会保障制度改革推進法の「社会保障制度改革国民会議」の中で検討されることとなっているが、本制度も5年目に入り、月日とともに制度も定着してきたこと、新たな制度構築には膨大な費用がかかることなどから、国におかれては、「後期高齢者」という名称について、「長寿医療」など高齢者に配慮した優しい名称に変更されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(平成25年9月27日 可決)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

石川県野々市市議会